

# Information

## くらしの情報

### 西支所の窓口業務は22時まで 4月1日から

4月1日(内)から西支所の宿直による窓口業務は22時までになります。22時以降の戸籍(出生・婚姻・死亡など)の届け出や斎場の使用許可などは、市役所本庁をご利用ください。

土・日曜日、祝日や年末年始の宿直による窓口業務は8時30分～22時です。

▼詳しくは、西支所総務・税務係 ☎75・2250へ。

### 図書館ホームページから 貸し出しの延長が可能に

貸し出し期間の延長が図書館ホームページからできるようになりました。利用には、ログインするためのパスワードの登録が必要。パスワードは、東西図書館の窓口で申請できます。延長期間は2月26日(金)まで。

### 文化財の保全に補助

文化財として価値が高いと認められる神社や寺院、地域に伝わる貴重な文化資料・伝統行事の保全のために、府の補助を受けることができます。相談期間は2月26日(金)まで。

【対象】◆明治時代以前に建てられた神社・寺院などの建物修理◆明治時代以前の仏像、仏画・ふすま絵など美術工芸品の保存やそれに必要な収蔵庫の整備◆戦前から伝承されている民俗芸能伝統行事で用いられる太鼓、屋台などの修理や衣装の購入 など

▼詳しくは、文化振興課 ☎66・1009へ。

### 障害福祉サービス重複利用者などの負担を軽減

令和2年3月～3年2月に利用した障害福祉サービスに対し、所得区分ごとに定めた利用者負担の上限額の超過分を支給します。

◆高額障害福祉サービス費

【内容】利用者負担額(月額)、高額介護サービスなどで償還された費用や食・光熱水費などは除く(の合計が、国が定める上限額(37,200円)を超えた分(ただし、児童の場合は利用するサービスのうち最も負担上限額の高い額を超

は、貸し出し期間内に1回まで。

▼詳しくは、東図書館 ☎62・0190 か西図書館 ☎75・5406へ。

### 西支所に「くらし」証明書交付機を設置

西支所では、マイナンバーカードで住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、課税(非課税)証明書、所得証明書の申請が簡単にできます。

カードを読み込み、数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書)を入力することで、申請書の記入や本人確認書類の提示が不要になります。

▼詳しくは、西支所市民・年金係 ☎77・2252 か総務・税務係 ☎77・2256へ。

### 放課後児童クラブの利用申し込み

4月からの放課後児童クラブの利用申し込みを受け付けます。

【対象】保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生

【実施施設・定員】◆児童センターふたば(40人)◆めだかクラブ(なかつじこども園内)(40人)◆南舞鶴放課後児童クラブ(20人)◆各地域児童クラブ(各20～25人)◆新舞鶴・中筋は各3クラブ。倉庫・志業・明倫・余内は各1クラブ

### えた分

【対象の世帯】◆障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)や児童福祉法に基づく児童通所支援(児童発達支援・デイサービス)障害児施設を利用する人が複数いるか同一児童が両方のサービスを利用している◆障害福祉サービスと補装具、障害福祉サービスと介護保険のサービスを併せて利用している人がいる(障害福祉サービス費の負担額が0円の人は対象外)◆特定の障害福祉サービスを5年以上利用した人が65歳になり、それと同等の介護保険制度のサービスを利用し一定の条件に該当する

※ただし、児童の場合は利用するサービスのうち最も負担上限額の高い額

◆重複利用者への支給

【内容】利用者負担額(月額)の合計が、府・市の定める上限額を超えた分(表1)

【表1】重複利用者負担の上限月額

所得階層区分	月額(上限)	
生活保護世帯	0円	
市民税 非課税世帯	収入が年間80万円(障害基礎年金2級相当)以下	7,500円
	障害基礎年金1級および特別障害者手当のみ上記以外	12,300円
市民税 課税世帯	市民税所得割16万円未満	18,600円
	市民税所得割16万円以上	37,200円

【利用時間】放課後18時30分(土曜日や長期休業期間などは8時～18時30分)

【利用料】◆2月、5月、6月、9月、10月、11月…5,000円◆1月、12月…6,000円◆3月、4月、7月…7,000円◆8月…9,000円

※兄弟姉妹が同時に利用する場合、2人目から半額。保険料などが別途必要。

【申し込み方法】所定の用紙(各児童クラブ、子ども支援課、西支所保健福祉係に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に就労証明書などの必要書類を添えて、2月12日(金)までに希望の児童クラブか同課、同係へ提出(期限厳守)。

【利用者の決定】多数の場合、児童の学年や保護者の勤務状況などを考慮し決定。

▼詳しくは、子ども支援課 ☎66・1008へ。

### J-Alert 情報伝達訓練を実施

J-Alert(全国瞬時警報システム)による「緊急情報(国民保護)伝達訓練」を実施します。

訓練は、全国一斉に行われるもので「防災行政無線」や「まいづるメール配信サービス」を通じて実施します。ご理解と協力をお願いします。

【日時】2月17日(水)11時～

【内容】◆防災行政無線…試験放送を一

【対象のサービス】◆自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)◆在宅生活者の障害福祉サービス◆補装具

【申請方法】口座振込に必要なもの(印鑑、通帳など)と領収書、個人番号の通知カード、障害者手帳が受給者証を持参し、3月12日(金)までに障害福祉・国民年金課 ☎66・1033、FAX7957(子ども支援課 ☎66・1094、FAX7957)、西支所保健福祉係 ☎77・2253、FAX77・1800へ。

### パブリック・コメント パブリック・コメントに向けて

市では、障害児・者のための障害福祉サービスなどの見込み量や提供体制の確保などを定める「第6期舞鶴市障害福祉計画(令和3～5年度)」と「第2期舞鶴市障害児福祉計画(令和3～5年度の策定を一体的に進めています)。

このたび、計画(案)がまとまりましたので、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)に基づき、市民の皆さんから意見を募集します。

【提出方法】

様式は自由。住所、氏名、電話番号を記入し「第6期舞鶴市障害福祉計画・第2期舞鶴市障害児福祉計画(案)」に関する意見」と明記し、郵送か持参、ファクス、市ホームページ問い合わせフォー

### 文化公園体育館に レスリング場がオープン

文化公園体育館にレスリング場を新設しました。

【内容】◆常設レスリングマット◆壁防護パッド◆クライミングロープ3本

【申し込み方法】市の施設予約システムで。利用は9時～21時(緊急事態宣言期間中は20時まで)。

▼詳しくは、スポーツ振興課 ☎66・1058へ。



ムで障害福祉・国民年金課(子ども支援課)へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

【募集期間】2月28日(日)まで

【案の公表場所】障害福祉・国民年金課(子ども支援課)市政情報コーナー、西支所、加佐分室(中・東・西・南公民館、大浦・城南会館、東・西図書館、市ホームページ)にも掲載

【提出された意見の取り扱い】提出された意見などを考慮して最終案を作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し公表します(氏名などは公表しません)。

▼詳しくは、障害福祉・国民年金課 ☎66・1033(子ども支援課 ☎66・1094)へ。

### 償却資産申告書の提出を

固定資産税は土地や家屋のほか、償却資産(事業用資産)も課税の対象です。1月1日時点の状況申告がまだの人は早めの申告を。

▼詳しくは、京都地方税機構 ☎075・414・4503へ。

